

# 金銭消費貸借契約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸主 住所  
△ △ △ △ ⑩

借主 住所  
□ □ □ □ ⑩

貸主△△△△と借主□□□□は、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

(貸借)

第1条 貸主は借主に対し、本日、金〇〇〇〇円を貸渡し、借主はたしかにこれを借受け、受領した。

(利息)

第2条 利息は年〇〇パーセントとする。

(借入金及び利息の支払方法)

第3条 借主は貸主に対し、第1条の借入金及び前条の利息について、令和〇〇年〇〇月〇〇日を第1回として、以後毎月〇〇日限り金〇〇〇〇円宛〇〇回、分割して貸主方に持参又は送金して支払う（元利均等分割弁済）。

ただし、第1回の弁済金は金〇〇〇〇円とする。

(遅延損害金)

第4条 期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、借主は貸主に対し、残元金に対する年〇〇パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(期限の利益の喪失)

第5条 借主について次の事由の一つでも生じた場合には、貸主からの通知催告がなくても、借主は当然に期限の利益を失い、直ちに元利金を支払う。

- ① 第3条の分割金の支払を2回以上続けて怠ったとき。
- ② 他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④ 他の債務につき競売、破産、民事再生、会社整理又は会社更生手続開始の申立を受けたとき。
- ⑤ 借主の振出、裏書、保証にかかる手形・小切手が不渡となったとき。
- ⑥ 借主が貸主に通知なくして住所を変更したとき。

上記の通り貸主借主間に金銭消費貸借契約が成立したので、本契約書2通を作成し、貸主借主各1通ずつを保持する。